

### III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

#### 2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
- (6) 事後評価の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構 )

項目	整理合理化計画	フォローアップ			
		達成度	実施時期	その他特記事項	
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	◎	平成21年2月	第2期中期目標(平成21年度～平成24年度)において、大学院大学の設置の認可申請を行う時期を記載する等、法人が達成すべき内容や水準の明確化・具体化を図った。	
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。			第2期中期目標に、別紙として、当該中期目標の策定に当たって念頭において「大学院大学の開学時の姿」を添付した。また、同中期目標の期間について、大学院大学の開学予定期間を踏まえ、3年間とした(第1期中期目標は、平成17年9月～平成21年3月の3年7か月間)。	
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)			
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	総務省にて対応。			
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)			
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	◎	平成21年3月	平成20年度、平成21年度において、必要な組織の改正を行うとともに、財務・人事部長をはじめとする所必要な職員の採用を行った	
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
	各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			

### III. 独立行政法人の見直しに關し講ずべき横断的措置

#### 2. 独立行政法人の自律化に關する措置

##### (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

###### ⑦情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構 )

項目	整理合理化計画	フォローアップ		その他特記事項
		達成度	実施時期	
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。			ニュースレター(日本語版・英語版)を定期的に発行し、広く配布した。また、ホームページを適宜更新することにより、法人全体の事業において、国民に対して分かりやすく説明する意識を徹底。パンフレット(日英)を、平成20年2月に刷新、組織編成など古い情報を差し替え、更新したほか、法人全体の活動の進展により沿った内容のパンフレットとした。
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、			行革事務局、総務省にて対応予定。(各省庁は回答不要)
ウ	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。			総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。
	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。			総務省にて対応。

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に關する措置  
 (2)国からの独立行政法人への財政支出

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構 )

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、			随意契約見直し計画の着実な実施等により、費用削減を図っている。
	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げるこことを目指す。			<寄附金受入れ> 平成19年度実績 0円 平成20年度実績 0円 平成21年度見込 20百万円 寄附金募集の広報活動などは今のところ具体的には実施していない。

### III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (1) 隨意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	◎	・随意契約によることができる限度額等の基準:平成18年4月1日 ・契約に係る公表の基準:平成20年1月1日	○平成20年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 122,864,431円(98.2%)、競争性のない随意契約 2,288,574円(1.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 11件(91.7%)、競争性のない随意契約 1件(8.3%) ○平成21年度(第1四半期)実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 69,245,827円(100%)、競争性のない随意契約 0円(0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 5件(100%)、競争性のない随意契約 0件(0%) (※一般競争等には不落選契を含む)
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	◎	平成20年度	・随意契約見直し計画のリンク先アドレス <a href="http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/youshki10.pdf">http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/youshki10.pdf</a> ・随意契約見直し計画(北方四島交流(受入)事業に係る旅行代理店委託契約:2件(随契→競争入札)、ポスター・カレンダーの印刷:1件(企画競争→企画競争)、監査法人による財務諸表等の監査:1件(企画競争→企画競争))のとおり一般競争入札等に移行した。
③	競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。			各省庁の取組を踏まえて、総務省が記載。
④	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	◎	平成21年4月1日	・公募の応募者が少数だった場合、より多くの応募者を募るために公募期間の延長を実施。 ・企画内容等を選考するため、審査委員会の設置や外部有識者の参加を得た選考会を開催。 ・一部、国の基準と異なると指摘があった点について、平成21年4月1日付けでの会計規程の改正・整備等を実施。
	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事及び会計監査人による監査	◎	・監事監査:平成21年5月、6月 ・会計監査人監査:平成21年6月 (監事監査) ・契約行為について、国の基準に準じて適正な実施について厳正なチェックを実施。 ・随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争等により実施されている。 (会計監査人監査) ・財務諸表監査の枠内において、確認。
	評価委員会による事後評価			政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

### III. 独立行政法人の見直しに關し講ずべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に關する措置

##### (1) 隨意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ			その他特記事項
		達成度	達成時期		
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。	◎	平成21年7月22日	<a href="http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/20followup.pdf">http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/20followup.pdf</a>	
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	◎	平成20年7月4日 平成21年〇月〇日	「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 「平成20年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。	

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。  
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

### III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置 (2)保有資産の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。  このため、所要の条件整備を行う。		該当なし。別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」に回答	
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。		該当なし。別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」に回答	保有資産については評価委員会において適正に評価している。
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、  既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。  また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。			該当なし
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査  評価委員会による事後評価	◎	監事監査：平成21年5月、6月  ・保有資産の状況について、厳正なチェックを実施。 ・北方領土啓発施設等の保有資産については、十分に活用されている。  政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。  
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

### III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。			官民競争入札等監理員会事務局にて整理。(各省庁は回答不要)

### III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ			その他特記事項
		達成度	達成時期		
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることがや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。  各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。				総務省にて取りまとめ、公表。(各省庁は回答不要) 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 「平成20年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準が高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	主務大臣による要請	—		
		法人の対応	—		
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	主務大臣による要請			
		法人の対応			
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	主務大臣による要請			
		法人の対応	◎	平成20年4月25日	理事長の報酬額(月額)948,000円 (平成19年度)
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。		◎	従前より公表済み	
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。		◎	平成15年10月1日	役員の報酬:独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づき、勤務実績に応じて期末特別手当に反映。 職員の給与等:独立法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づき、勤務実績に応じて査定昇給や勤勉手当に反映。

### III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査  評価委員会による事後評価	◎  ・監事監査：平成21年5月、6月	・監事監査において、厳正なチェックを実施。 ・給与水準について、国家公務員の水準を下回っており、ホームページにより内容の公表がされている。  政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。  
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。